(総則)

- 第1条 乙は、別紙仕様書にもとづいて、甲の指定する場所に配車し、係員の指示に従い運行するものとする。
- 2 乙は、この業務について仕様書等または契約条項に明示されていない事項でも、業務の性質上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で行うものとする。

(車輌の管理)

第2条 乙の配車するバスは、厳密な車輌管理による完全な車輌とし、万一事故もしくは運行不能な故障を生じたときは、直ちに代替車を配車しなければならない。

(費用の負担等)

- 第3条 乙の配車するバスの運行に必要な燃料その他消耗品及び駐車に必要な費用は、一切乙の負担とする。
- 2 前項のほか、事故、故障等による自動車の破損、その他運転者の故意または過失により人身、財物等に損傷 を与えたとき乙はその責を負うものとする。

(期日)

- 第4条 乙は、この業務を仕様書等により、甲の指示する日時(以下「指定期日」という。)までに完了しなければならない。
- 2 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日に業務を完了することができないときは、その理由を明記して期日延期の請求をすることができる。この場合において、甲はその請求を適当と認めたときは、これを承認することがある。
- 3 前項の請求は、指定期日までにしなければならない。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

(一括下請負の禁止)

第5条 乙は、この契約について、契約の全部または主要な部分を一括して第三者に委任することができない。

(監督)

第6条 甲は、必要があるときは、甲の指定する職員(以下「区職員」という。)をもって立会い及び指示その 他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(違約金の徴収)

第7条 乙が指定期日に業務を完了しないときは、延滞日数1日につき契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても365日の割合とする。)(以下「法定率」という。)を乗じて計算して得た額を違約金として甲に納付するものとする。

(契約内容の変更等)

第8条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約内容を変更しまたは履行の中止をすることができる。

(事情変更による契約内容の変更)

第9条 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により、契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲または乙は相手方と協議のうえ、契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することができる。

(協議解除)

- 第10条 甲は必要があるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は当該履行部分に対する契約代金 相当額を支払うものとする。
- 3 乙は第8条の中止期間が4月以上に及ぶとき、または契約後4月を経過しても着手の指示がないときは、甲と協議のうえ契約の全部または一部を解除することができる。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。
 - (1) 乙が指定期日内に契約を履行しないとき、または履行する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (2) 乙またはその代理人若しくは使用人が、契約の締結または履行に当り、不正な行為をしたとき。
 - (3) 乙またはその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく甲の監督の実施に当り、区職員の指示に従わないとき、またはその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたとき、または乙について破産の申立てがあったとき。

- (5) 前各号のほか、乙がこの契約にもとづく義務を履行しないとき。
- (6) 乙から契約解除の申し出があったとき。
- 2 前項の規定によって契約を解除したときは契約保証金は甲に帰属する。契約保証金の納付がなく、またはその金額が契約金額の100分の10に充たないとき、乙は契約金額の100分の10相当額または不足額を甲に納付しなければならない。ただし、乙が成年被後見人若しくは被保佐人の宣告を受けたため契約が解除されたとき、または正当な理由による乙からの申し出にもとづき契約が解除されたときは、この限りでない。
- 3 この条項の契約解除は、第7条の規定による延滞違約金の徴収を妨げないものとする。

(談合その他不正行為による解除)

- 第11条の2 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提訴されたときを除く。)。
 - (2) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40 年法律第45 号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(賠償の予定)

- 第12条 乙は、第11条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、 賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲に対して支払わなければならない。契約を履行した後 も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 第11条の2第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。
 - (2) 第11条の2第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(代金の支払い等)

- 第13条 契約代金または契約保証金は、業務を完了後、乙より提出された適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。
- 2 契約代金の支払が期限内に終了しないときは、甲は延滞日数1日につき法定率を乗じて計算して得た額を乙に支払うものとする。
- 3 契約代金の支払場所は、甲の指定したところとする。

(相 殺)

第14条 甲は、この契約において乙から取得する金額があるときは、乙に支払うべき代金または返還すべき契約保証金と相殺し、なお、不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利の譲渡)

第15条 乙はこの契約によって生ずる一切の権利、義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

(疑義の決定等)

第16条 この契約に定める条項若しくは仕様書等の解釈について疑義が生じたとき、またはこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。